

キャセイパシフィック航空(CX) 香港ドラゴン航空(KA)

旅行会社向けADM/ACM POLICY

ADM POLICY

1. 次のような場合、ADMを発行します。
 - a. 航空料金、ペナルティ、再予約等に関わる手数料、燃油サーチャージ等が正しい金額で精算されていない場合
 - b. 税金、空港使用料等が正しい金額で精算されていない場合
 - c. コミッション額が正しくなかった場合
 - d. 運賃、税金、払戻ルールに違反した場合
 - e. 払い戻し額が正しくなかった場合
 - f. 払い戻しに伴い、コミッション額に変更が生じた場合
 - g. CX/KAのGDSでの予約発券ルールに反した場合
 - h. CX/KAとの契約条件に反した場合
 - i. クレジットカードにおけるチャージバックが発生した場合
 - j. 1枚の航空券を複数回使った場合
 - k. 旅行会社もしくはBSP内においてエラーが生じ、徴収金額が正しくなかった場合
 - l. 超過手荷物料金の精算をADMで希望した場合
 - m. その他CX/KAにおいて必要と判断した場合
2. ADMはBSPLinkを通して次の期間内に発行します。
 - a. 売上精算
最終旅程の9カ月以内、また未使用の場合は航空券の有効期限内
 - b. 払戻額精算
BSPの精算日から9カ月以内これらの期間を過ぎたものに関してはCX/KAと旅行会社とで直接精算します。
3. ADM発行の際に詳細な内容は添付しません。必要な場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。
4. 1枚の航空券に対して、複数のADMは原則発行いたしません。ただし、旅行会社側で同じ航空券に対して複数回払戻手続きをした等で払戻額が超過した場合は複数回発行します。
5. 1枚のADMに複数の理由の請求内容を混在させることはありません。但し、同じ理由の複数の航空券を含めて発行することがあります。
6. ADMに対してDISPUTEする場合は、発行日から14日以内にBSPLink上で行ってください。14日を過ぎますと自動的に精算されます。
また、CX/KAはDISPUTEされたADMに対しては、IATA Resolution850に基づき60日以内に回答いたします。
7. GDS ギャランティ運賃に関してADMで徴収されたものに対しての払戻は各GDSにお尋ねください。
8. 精算額が間違っていたことに気付いた場合などADMの発行が必要な場合は、各営業担当までADM REQUESTを提出ください。それに応じてADMを発行いたします。

ACM POLICY

1. 旅行会社またはBSPのシステム内でのエラーによるCX/KAの過入金の場合は、ACMを用いてBSPLinkを通して払い戻します。クレジットカード精算の場合はそのクレジットカードへ直接返金します。
2. ACMが必要な場合はACM REQUESTを作成して計算根拠を添付の上、各営業担当へ提出してください。営業担当の承認後、ACMを発行します。
ACM REQUEST受付期間は、航空券発行日から1年以内とします。
3. 1枚のACMに複数の理由の請求内容を混在させることはできません。
4. 提出されたACM REQUESTをCX/KAにおいて精査し、CX/KAが却下した場合は再度同じ理由でのリクエストは受けられません。

以上のCX/KAのADM/ACMに関する規約は、必要に応じて変更できることとします。また不正等は発覚した場合は内容の監査を行い、これを無効とすることもあります。

お問い合わせ先

ADM/ACM上にある連絡先にお問い合わせください。

naoko_gomi@cathaypacific.com (平成28年5月現在)

以上